

各務原市新総合体育館総合運動防災公園整備運営事業

入札説明書

令和6年9月
(令和7年4月修正版)

各務原市

目 次

第 1 章 入札説明書等の位置づけ	1
第 2 章 事業の目的及び内容	2
第 1 節 本事業の目的	2
第 2 節 本事業の方針	2
第 3 節 事業名称	3
第 4 節 事業実施場所	3
第 5 節 本施設の管理者等の名称	4
第 6 節 本事業の対象範囲	4
第 7 節 自主事業について	6
第 8 節 提案施設について	6
第 9 節 付帯施設（付帯事業）について	6
第 10 節 事業方式	6
第 11 節 事業期間	6
第 12 節 事業スケジュール（予定）	7
第 13 節 事業期間終了時の措置	8
第 14 節 事業者の収入等	8
第 15 節 本市による事業の実施状況及びサービス水準のモニタリング	12
第 16 節 遵守すべき法制度等	12
第 3 章 入札参加者の備えるべき参加資格要件	13
第 1 節 入札参加者の構成等	13
第 2 節 業務実施企業の参加資格要件	13
第 3 節 入札参加者の制限	15
第 4 節 SPC の設立等	17
第 5 節 参加資格要件の確認基準日	17
第 6 節 入札参加者の変更	17
第 4 章 事業者募集等のスケジュール	18
第 5 章 入札手続等	18
第 1 節 担当窓口	18
第 2 節 入札に関する手続	19
第 3 節 入札参加に関する留意事項	23
第 4 節 入札予定価格	24

第 6 章 入札書類の審査	25
第 1 節 審査委員会	25
第 2 節 審査方法	25
第 3 節 審査項目等	25
第 7 章 提案に関する条件	26
第 1 節 立地条件等	26
第 2 節 施設の設計、建設、工事監理、維持管理及び運営等の提案に関する条件	27
第 3 節 付帯施設に関する条件	27
第 4 節 業務の委託	29
第 5 節 資金計画・事業収支計画に関する条件	29
第 6 節 本市の費用負担	32
第 7 節 本市による事業の実施状況及びサービス水準の監視	32
第 8 節 保険	32
第 9 節 サービス対価	32
第 10 節 土地の使用	32
第 11 節 本市と事業者の責任分担	32
第 12 節 財務書類の提出	32
第 8 章 契約に関する事項	33
第 1 節 契約手続	33
第 2 節 契約の枠組み	33
第 3 節 契約金額	33
第 4 節 契約保証金	33
第 5 節 事業者の事業契約上の地位	34
第 9 章 提出書類	35
第 10 章 その他	37
第 1 節 事業の継続が困難となった場合の措置	37
別紙 1 入札説明書等に関する説明会等参加申込書	
別紙 2 入札説明書等に関する質問書	
別紙 3 入札説明書等に関する第 1 回個別対話参加申込書及び個別対話の議題	
別紙 4 入札説明書等に関する第 2 回個別対話参加申込書及び個別対話の議題	
別紙 5 入札説明書等に関する第 3 回個別対話参加申込書及び個別対話の議題	
別紙 6 閲覧資料貸出申込書兼誓約書	

第1章 入札説明書等の位置づけ

この入札説明書は、各務原市（以下「本市」という。）が「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）に基づき、特定事業として選定した各務原市新総合体育館総合運動防災公園整備運営事業（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）を総合評価落札方式による一般競争入札により募集及び選定するため、入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）を対象に配付するものである。

また、この入札説明書は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、各務原市契約規則（昭和 39 年各務原市規則第 9 号）及び本事業の調達に係る入札公告（以下「入札公告」という。）のほか、本市が発注する調達契約に関し、入札参加者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

入札説明書に合わせ配付する以下の資料を含め、「入札説明書等」と定義する。入札参加者は入札説明書等の内容を踏まえ、入札に参加するものとする。

- 要求水準書（添付資料、閲覧資料を含む。）：本市が事業者に要求する具体的な設計、建設、工事監理、開業準備、維持管理及び運営のサービス水準を示すもの
- 落札者決定基準：入札参加者から提出された提案書を評価する基準を示すもの
- 様式集及び作成要領：提案書の作成に使用する様式を示すもの
- 基本協定書（案）：事業契約の締結に向けて、本市と落札者との間の基本的な協約事項を示すもの
- 事業契約書（案）：本事業の実施に関わる契約（以下「事業契約」という。）の内容を示すもの（事業契約書及び事業契約約款（案）により構成され、事業契約約款（案）には、別紙も含まれる。）
- 付帯事業の実施に係る基本協定書（案）：本事業のうち、付帯事業の実施について、本市と代表企業又は付帯施設実施企業との間で、双方の義務について必要な事項を示すもの
- 指定管理に関する年度協定書（案）：指定施設の管理に関する基本的な協約事項を示すもの

なお、入札説明書等と公表済みの実施方針（案）に関する質問等に対する回答、実施方針及び要求水準書（案）に関する質問等に対する回答に相違のある場合は、入札説明書等の内容を優先するものとし、入札説明書等に記載がない事項については、実施方針（案）に関する質問等に対する回答、実施方針及び要求水準書（案）に関する質問等に対する回答によるものとする。

第2章 事業の目的及び内容

第1節 本事業の目的

現在の各務原市総合体育館は昭和 58 年に竣工した施設であり、全体的に施設の老朽化が進んでいる。また、メインアリーナや観覧席などに空調設備がないことをはじめ、バスケットボールコートやハンドボールコートが一部の規格に適合していないほか、各種大会の際に駐車場が不足するなど様々な課題を抱えている。

本市では、こうした課題を解決し、今後もスポーツによる市民の健康増進やスポーツを通じた交流を推進するため、新しい総合体育館を整備することとし、令和 3 年 3 月に「各務原市新総合体育館整備基本構想」（以下、「基本構想」という。）を策定した。また、令和 4 年 9 月に策定した「各務原市新総合体育館・総合運動防災公園整備基本計画」（以下、「基本計画」という。）では、基本構想に基づき、具体的な必要諸室・規模の設定や敷地の選定、事業手法の検討等を行い、今後の設計段階に向けた諸条件をとりまとめた。その後、民間事業者への市場調査や VFM の算定等を行う民間活力導入可能性調査を実施し、PFI 手法の BTO 方式一括払い型（従来手法と同様に、整備費用を施設整備時に一括して支払う方式）において、約 3.3%・約 5 億円（税込）の財政負担軽減効果を確認した。

本市は、本施設の整備及び運営にあたり、PFI 法に基づき、民間の経営能力等の活用を図り、効率的かつ効果的な事業実施を図るものである。

第2節 本事業の方針

1. 整備基本方針

本施設の基本コンセプトは以下のとおりである。

「誰もが快適に使用でき、健康づくりを楽しむ、にぎわいと交流、安全安心の拠点」

①「誰もが快適に使用」

ユニバーサルデザインに配慮した設計により、子どもから大人、高齢者や障がいのある方、男女の隔てなく、快適に使用できる施設として、また、一人の利用も団体での利用も、スポーツを「する人」、「みる人」、「ささえる人」等様々な立場の人に必要な機能・設備を備えます。

②「健康づくりを楽しむ」

スポーツだけでなくレクリエーションの利用により、市民が楽しみながら日常的に体を動かすことで健康増進につながるような体育館として整備します。

③「にぎわいと交流」

スポーツ活動から大会、イベント等、様々な活動を支える、にぎわいと交流が生まれる施設とします。併せて、これまでの市内の体育館では対応できなかった競技スポーツの大規模大会としての利用により、さらなるにぎわいと交流を生み出します。

④「安全安心の拠点」

防災拠点としての機能を持たせることで、市民の安全安心のよりどころとなる拠点として整備します。

2. 体育館を含む拠点整備の考え方

体育館の整備基本方針・基本コンセプトの実現に向けては、体育館（屋内）のみならず、屋外空間との一体的な活用を図ることによる効果の増大を目指します。



図 1 総合運動防災公園としての拠点整備のイメージ

第3節 事業名称

各務原市新総合体育館総合運動防災公園整備運営事業

第4節 事業実施場所

1. 事業用地

岐阜県各務原市各務山の前町1丁目・2丁目地内

2. 事業の対象となる公共施設等

本事業で対象とする施設は、以下の①から③とする（以下、総称して「本施設」という。）。

- ① 新総合体育館（以下、「体育館」という。）
- ② 総合運動防災公園（以下、「防災公園」という。）
- ③ 各務原スポーツ広場公園（以下、「広場公園」という。）

表 2-1 事業対象施設（本施設）

区分	施設名	分類	必要施設
整備対象施設	体育館※ ¹	スポーツ系	メインアリーナ、サブアリーナ、武道場（畳）、武道場（板）兼多目的室、トレーニングルーム、ランニングコース・ウォーキングコース、キッズルーム※ ²
		管理部	器具庫、倉庫、事務室、放送室、機械・電気室、災害対策用倉庫、役員室、医務室、選手更衣室兼小会議室
		共用部	トイレ、授乳室、更衣室、給湯室、ホール・ロビー等、廊下等、エレベーター、ラウンジ、休憩スペース
	防災公園		センタープラザ・プロムナード、芝生広場・遊戯施設、休養施設、屋外トイレ、駐車場※ ³ 、プレイゾーン（臨時駐車場）※ ⁴ 、防災備蓄倉庫※ ⁵
既存施設	広場公園 （各務原スポーツ広場、各務野スポーツの森、弓道場）		多目的運動広場、テニスコート、弓道場、管理棟、健康遊具、駐車場

※¹ 体育館：延床面積 12,500 m²以上（+5%（13,125 m²）の範囲まで許容する）

※² キッズルーム：延床面積 250 m²以上

※³ 駐車場：計 850 台程度（プレイゾーン（臨時駐車場）の台数を含む）

※⁴ プレイゾーン（臨時駐車場）：

普段は多目的な利用が可能なスペースを想定（イベント開催時等、多くの来訪者が予想される際に臨時駐車場として活用できるエリア）

※⁵ 防災備蓄倉庫：延床面積 500 m²程度

第5節 本施設の管理者等の名称

各務原市

第6節 本事業の対象範囲

本事業の対象範囲は、以下のとおりとする。

(1) 設計業務

- ア 事前調査業務
- イ 設計業務
- ウ 電波障害調査業務
- エ 設計業務遂行に必要な関連業務
- オ その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

(2) 建設・工事監理業務

- ア 建設業務
- イ 工事監理業務（建築物のみ）
- ウ 什器・備品等の調達及び設置業務
- エ 近隣対応・対策業務（周辺家屋影響調査を含む。）
- オ 電波障害対策業務
- カ 建設業務遂行に必要な関連業務
- キ その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

(3) 開業準備業務

- ア 内覧会及び開館式典等の実施業務
- イ 開業準備期間中の運營業務
- ウ 開業準備期間中の維持管理業務
- エ その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

(4) 維持管理業務

- ア 建築物及び建築設備等保守管理業務
- イ 公園施設保守管理業務
- ウ 什器・備品等保守管理業務
- エ 外構等維持管理業務
- オ 環境衛生・清掃業務
- カ 警備保安業務
- キ 修繕業務（※）
- ク その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

※ 建築物、建築設備等に係る大規模修繕は、本市が直接行うこととし、事業者の業務対象範囲外とする。ここでいう大規模修繕とは、建物の一側面、連続する一面全体又は全面に対して行う修繕をいい、設備に関しては、機器、配管、配線の全面的な更新を行う修繕をいう（「建築物修繕措置判定手法（（旧）建設大臣官房官庁営繕部監修）」（平成５年版）の記述に準ずる。）。

(5) 運營業務

- ア 総合管理業務（案内・利用受付・料金収受等）
- イ 体育館運營業務（災害対策用倉庫は除く。）
- ウ 防災公園及び広場公園運營業務（防災備蓄倉庫は除く。）
- エ 自主事業（任意）
- オ 提案施設の運営（任意）
- カ その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

第7節 自主事業について

事業者は、本施設の集客力や魅力の向上に資する事業として、本施設の一部を有効活用した自主事業を、独立採算事業として、本施設の運営・維持管理に支障のない範囲で実施することができる。

自主事業の実施内容は、事業者の提案によるものとする。事業者は、あらかじめ事業期間全体における自主事業の実施方針を作成し、本市へ提出すること。

第8節 提案施設について

事業者は、本事業の目的に即し、本施設としての役割を充足する機能等を有する施設（既存施設の改善提案も含む）を「提案施設」として、本事業の予定価格の範囲内で本施設内に提案し、その整備及び維持管理・運営を行うことができる。なお、公園においては建築物以外のものを対象とする。

この提案施設は、事業者の提案があれば可能とするもので、実施を義務づけるものではない。なお、法的規制条件や本事業の目的との整合性、公共施設としての本市の関連施策との整合性の観点から実施の可否及び実施可能な範囲について制約がある場合があるため、提案施設について提案を予定する事業者は、事前に（提案書の提出前に）提案内容について本市関係課等と協議の上、同意を得るものとする。

第9節 付帯施設（付帯事業）について

事業者は、本施設の整備・運営等に係る事業の実施に資する事業で、本施設の用途及び目的を妨げない範囲において、防災公園整備用地の一部（以下「付帯施設用地」という。）を有効活用し、地域活性化及び利用者の利便性の向上に寄与する機能を有する付帯施設を公園施設の設置管理許可により独立採算にて整備し、付帯事業を行うことができる。

この付帯施設（付帯事業）は、事業者の提案があれば可能とするもので、実施を義務づけるものではない。なお、法的規制条件や目的とする公共事業の趣旨との適合性の観点から実施可能な範囲について制限がある場合があるため、付帯施設（付帯事業）について提案を予定する事業者は、事前に（提案書の提出前に）提案内容について本市関係課等と協議の上、同意を得るものとする。

第10節 事業方式

本事業は、PFI 法第 14 条第 1 項に基づき、本施設の管理者等である本市が、民間事業者（以下「事業者」という。）と締結する本事業に係る契約（以下「事業契約」という。）に従い、事業者が、本施設の設計及び建設等の業務を行い、本市に所有権を移転した後、事業契約により締結された契約書（以下「事業契約書」という。）に定める事業期間が終了するまでの間、維持管理及び運営業務を遂行する方式である、BTO 方式（一括払い型）により実施する。

第11節 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から令和 31 年 3 月末日までとする。

第12節 事業スケジュール（予定）

事業スケジュールは、概ね以下のとおりとする。ただし、付帯施設（付帯事業）については、事業者の提案により先行して実施することができる。

事業契約成立日	令和 7 年 9 月頃
事業期間	事業契約締結日～令和 31 年 3 月末日
設計・建設期間	体育館：事業契約締結日～令和 11 年 4 月末日 防災公園（1 期工事※2）：事業契約締結日～令和 10 年 1 月末日 防災公園（2 期工事※2）：事業契約締結日～令和 11 年 3 月末日
施設引渡し日	体育館：令和 11 年 4 月末日まで 防災公園（1 期工事部分）：令和 10 年 1 月末日まで 防災公園（2 期工事部分）：令和 11 年 3 月末日まで
開業準備期間	事業者が提案した日～令和 11 年 5 月末日
運営開始日	体育館：令和 11 年 6 月 1 日 防災公園（1 期工事部分）：令和 10 年 2 月 1 日 防災公園（2 期工事部分）：令和 11 年 4 月 1 日 広場公園：令和 11 年 4 月 1 日
維持管理期間※1	体育館：令和 11 年 6 月 1 日～令和 31 年 3 月末日 防災公園（1 期工事部分）：令和 10 年 2 月 1 日～令和 31 年 3 月末日 防災公園（2 期工事部分）：令和 11 年 4 月 1 日～令和 31 年 3 月末日 広場公園：令和 11 年 4 月 1 日～令和 31 年 3 月末日
運営期間	体育館：令和 11 年 6 月 1 日～令和 31 年 3 月末日 防災公園（1 期工事部分）：令和 10 年 2 月 1 日～令和 31 年 3 月末日 防災公園（2 期工事部分）：令和 11 年 4 月 1 日～令和 31 年 3 月末日 広場公園：令和 11 年 4 月 1 日～令和 31 年 3 月末日

※1：施設引渡し日～令和 11 年 5 月末日の維持管理は、開業準備業務に含めて行うこと。

※2：防災公園の 1 期工事の範囲については、図 2 に示す「エリア A の全部」又は「エリア A の全部及びエリア B の一部（事業者の提案による）」とし、残りのエリアを 2 期工事の範囲とする。2 期工事の範囲については、主に体育館の周辺部を想定している。

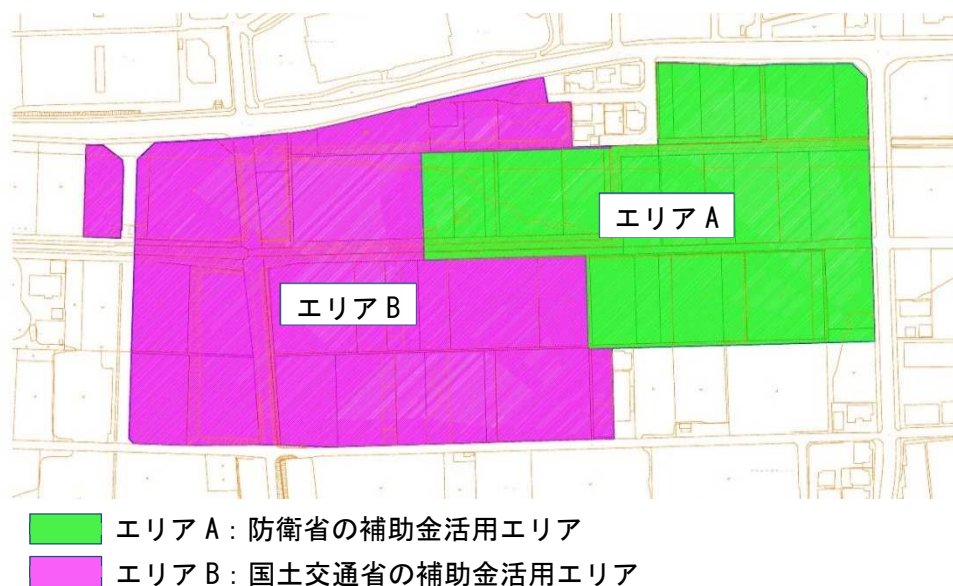


図 2 防災公園のエリア区分図

第13節 事業期間終了時の措置

事業期間の終了時、事業者は、本施設から速やかに退去すること。

なお、事業者は、事業契約期間満了後に本市が本施設について継続的に維持管理及び運営業務を行うことができるように、事業契約期間満了日の約 3 年前から本施設の維持管理及び運営業務に係る必要事項や操作要領、申し送り事項その他の関係資料を本市に提供する等、事業の引き継ぎに必要な協議・協力を行うこと（事業契約期間満了以外の事由による事業終了時の対応については、事業契約書において示す。）。

ただし、本市は、経済合理性を考慮し、事業終了後の当該施設の維持管理及び運営業務について、必要に応じ事業者と協議する場合がある。

第14節 事業者の収入等

1. 本市からのサービス対価

本市からのサービス対価は、次のとおりとする。

(1) 設計・建設・工事監理業務の対価

本市は、本施設の設計業務、建設・工事監理業務に係るサービス対価について、事業契約書に定めるところにより、次のとおり、事業者に対して支払う。

- ・設計業務に係るサービス対価：完了払い（基本設計完了時と実施設計完了時）
- ・体育館の建設業務に係るサービス対価：年度ごとの出来高払い及び完了払い
- ・体育館の工事監理業務に係るサービス対価：年度ごとの出来高払い及び完了払い
- ・防災公園（1 期工事）の建設業務に係るサービス対価：前払い及び完了払い
- ・上記以外の建設・工事監理業務に係るサービス対価：年度ごとの出来高払い及び完了払い

(2) 開業準備業務の対価

本市は、本施設の開業準備業務に係るサービス対価について、事業契約書に定めるところにより、開業準備業務の完了後、事業者に対して支払う。

(3) 維持管理・運営業務の対価

本市は、本施設の維持管理及び運営業務に係るサービス対価について、事業者の提案金額を基に決定した金額（本施設の利用者から得る収入によって回収できない維持管理及び運営業務費相当額）で、事業契約書に定める額を、本施設引渡し後から事業期間終了時までの間、定期的に支払う。

2. 利用者から得る収入

本市は、事業者を指定管理者に指定することで、地方自治法第 244 条の 2 の規定により、指定管理者に公の施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を収入として収受させることができる「利用料金制度」を導入する。これにより、事業者は、本施設の利用者からの利用料金を収入とすることができる。

また、本施設において、実施する自主事業、提案施設の運営、付帯事業に係る売上等は、事業者の収入とすることができる。

(1) 利用料金収入

事業者は、本施設において、事業者が本市の承認を受けて定める額の利用料金を徴収し、収入とすることができる。

(2) 自主事業（各種教室等）に係る収入

事業者は、本施設を利用して実施する自主事業（各種教室等）を、本施設の維持管理・運営に支障のない範囲で実施することができ、自主事業に係る売上を収入とすることができる。

(3) 提案施設の運営に係る収入

事業者は、提案施設の運営による売上を収入とすることができる。

(4) 付帯施設（付帯事業）に係る収入

事業者は、付帯事業による売上を収入とすることができる。

3. 利用料金等収入の還元

事業者は、本施設利用者から得る収入が提案時想定を大きく上回った結果、当初期待した以上の事業収益を享受できる場合は、その利益の一部相当を事業者の提案による方法により、市民に還元するものとする。また、自主事業で広告事業を行う場合は、その広告収入の半額相当を事業者の提案による方法により、市民に還元するものとする。なお、還元方法は、市民無料参加の地域交流イベントの開催等、多様な提案を期待する。

4. 使用料等の負担

本施設については、条例に基づき指定管理者制度及び利用料金制度を導入する予定であることから、市は事業者からその使用料等を徴収しない。

ただし、付帯施設などについて、都市公園法第 5 条など法律に基づく許可を要するものについては指定管理者制度の対象外となるため、市が事業者からその使用料等を徴収する。

本事業で想定される事業者の提案例とその許可手続き、使用料等の考え方を表 2-2 に示す。

表 2-2 事業者の提案例と許可手続き・使用料等の整理

分類	事業者が行う内容（例）	許可手続き	使用料等	備考
自主事業	体育館のメインアリーナ全面を利用してプロスポーツ興行を行う。	体育施設条例（改正予定）	指定管理者へ利用料金を支払う（指定管理者自身が行う行為である場合は実質	
	体育館のサブアリーナ半面を利用してスポーツ教室プログラムを行う。			

	体育館内の壁面等を利用して 広告事業を行う。		的に支払い不要 となる)。	設置する広告スペースの位置や形状、量等については事前に市関係課等と協議を要する。 運営段階における広告掲載に係る審査は「各務原市広告掲載に関する基準」に準拠して行うものとする。
	公園内（体育館の外）に一時的にイベントステージを設置する。	都市公園条例		
	公園内（体育館の外）に一時的にキッチンカーを設置する。			
提案 施設	体育館の中に公の施設として市民等の利用に供する部屋を設置する。(ただし、市が計画している部屋以外のもの。)	体育施設条例		市が計画しているメインアリーナ、サブアリーナ、武道場、会議室等といった部屋以外のもの。 これを提案施設として整備し、市民等に貸し出す場合が該当する。なお、他の部屋と同様に、この提案施設において自主事業を行ってもよい。
	広場公園の既存施設の改善提案を行う。			事前に市関係課等と協議を要する。
	体育館の中に物販店スペースを設置する。	都市公園法	市へ使用料を支払う。	広場公園の運営開始日前までに（現指定管理者の維持管理運営期間中に、利用休止期間を設けて）工事して良い。 ただし、既存施設に係る利用料金の額は、要求水準書に示すとおりとし、値上げ等は不可とする。
	体育館の中に自動販売機スペースを設置する。			事前に市関係課等と協議を要する。
付帯 施設	防災公園内（体育館の外）に飲食店や物販店を設置する。	都市公園法		
	防災公園内（体育館の外）に自動販売機を設置する。			

※この表に記載の内容は、本事業で想定される自主事業等の例であり、事業者の提案を限定又は誘導するものではない。

5. 光熱水費の負担

維持管理及び運營業務の実施に係る光熱水費（民間収益用途の提案施設及び付帯事業にかかるものを除く）は、本施設の維持管理及び運營業務に係るサービス対価に含め、事業者の提案額に応じて、本市が定期的に支払う。

6. 減免措置

減免に関する基準は下表のとおりとする。ただし、1を除き本施設の設置目的に合致する事業に限る。

減免対象事業	減免額
1.市が主催又は共催する事業	免除
2.市自治会連合会、各地区自治会連合会、各地域自治会連合会、各自治会が主催する事業	
3.市スポーツ協会が主催する事業	
4.市スポーツ推進委員連絡協議会が主催する事業	
5.市スポーツ少年団本部が主催する事業	
6.各小学校区の体育振興会が主催する事業	
7.市中学校体育連盟が主催する事業	
8.市シニアクラブ連合会、各地区シニアクラブ連合会が主催する事業	
9.市子ども会育成協議会、各校区子ども会育成協議会、各単位子ども会育成協議会が主催する事業	
10.社会福祉法人各務原市社会福祉協議会が主催する事業	
11.市スポーツ協会に所属する各種目協会（連盟）が主催する事業	100 分の 50
12.市スポーツ少年団各部会、各地区連絡協議会、各単位団が主催する事業	
13.中学校部活動（地域移行後のジュニアクラブ含む）	
14.【弓道場のみ】各務原市教育委員会が管理する公共施設の使用に関する要綱（平成 22 年 11 月 1 日決裁）第 2 条第 2 項に規定する団体	

7. 費用負担に関する基本的な考え方

本施設における施設整備費、維持管理・運営費に係るサービスの対価の考え方は、表 2-3 のとおりとする。

表 2-3 本事業におけるサービス対価・運営収入の対象

施設区分	機能	施設整備	維持管理	運営	運営収入
整備対象施設	体育館	●	●	●	あり（利用料金収入）
	防災公園	●	●	●	あり（利用料金収入）
既存施設	広場公園	—	●	●	あり（利用料金収入）
自主事業		—	—	○	あり（自主事業に係る売上）
提案施設※ ¹	公共用途	●	●	●	なし/あり（利用料金収入）
	民間収益用途	○※ ²	○	○	あり（提案施設の運営に係る売上）
付帯施設		○	○	○	あり（付帯事業に係る売上）

●…サービス対価に含まれるもの

○…サービス対価に含まれないもの（独立採算事業として事業者が負担）

※1：事業者の提案例の整理は要求水準書に示す

※2：民間事業者が体育館内に追加で整備する内装工事や備品の調達は、サービス対価に含まれないものとする

第15節 本市による事業の実施状況及びサービス水準のモニタリング

1. 提供されるサービスの水準

本事業において実施する業務のサービス水準については、要求水準書において示す。

2. モニタリングの実施

本事業の目的を達成するために、事業者が定められた業務を確実に遂行し、要求水準書に示されたサービス水準を達成しているか否かを確認するため、本市でモニタリングを行う。

3. モニタリングの時期

本市が行うモニタリングは、設計時、建設時、維持管理時及び運営時の各段階において実施する。

4. モニタリングの方法

モニタリングは、本市が提示した方法にしたがって本市が実施する。事業者は、本市からの求めに応じて、モニタリングのために必要な資料等を提出するものとする。

5. モニタリングの結果

モニタリングの結果は、本市から事業者に対して支払われるサービス対価の算定等に反映され、要求水準書に示されたサービス水準を一定限度下回る場合には、サービス対価の支払の延期や減額のほか、改善勧告、契約解除等の措置の対象となる。

第16節 遵守すべき法制度等

事業者は、本事業の実施に当たり必要とされる関係法令（関連する施行令、施行規則、条例等を含む。）等を遵守しなければならない。

第3章 入札参加者の備えるべき参加資格要件

第1節 入札参加者の構成等

- (1) 入札参加者は、複数の企業（社団・財団法人（※）等を含む。）で構成するグループ（以下「入札参加グループ」という。）とする。入札参加グループは、代表企業（以下「代表企業」という。）を定め、それ以外の企業は構成企業（以下「構成企業」という。）とする。
※「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」（平成 18 年法律第 48 号）及び「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成 18 年法律第 50 号）に定める法人。
- (2) 代表企業若しくは構成企業が業務に当たらない場合には、当該業務を実施させる企業を協力企業（以下「協力企業」という。）として入札参加グループに位置付け、参加表明書において明記すること。また、参加表明書に代表企業名を明記し、必ず代表企業が入札手続きを行うこと。
- (3) 入札参加者は、入札の結果、落札者として選定された場合は、代表企業及び構成企業の出資により、本事業を実施する SPC を仮事業契約締結時までに設立するものとする。なお、代表企業は、入札参加グループ中最大の出資割合を負担するものとする。
- (4) 代表企業は、出資者中最大の出資割合を負担するものとする。
- (5) 代表企業及び構成企業以外の者が SPC の出資者になることは可能であるが、全事業期間を通じて、当該出資者の出資比率は出資額全体の 50%未満とする。
- (6) 付帯事業を実施する企業については、付帯施設実施企業として入札参加グループに位置付け、参加表明書において明記すること。なお、付帯施設実施企業が代表企業、構成企業又は協力企業となることは妨げない。
- (7) 本市は、各務原市内に本社・支社・支店を置く企業が入札参加グループ又は入札参加グループから直接業務を受託する下請け企業として本事業に加わる等、地元経済貢献への配慮を期待している。

第2節 業務実施企業の参加資格要件

代表企業、構成企業及び協力企業は、各務原市競争入札参加資格を有しており、かつ本業務を適切に実施できる技術・知識及び能力・実績・資金・信用等を備えた企業でなければならない。

また、代表企業、構成企業、協力企業及び付帯施設実施企業のうち設計、建設、工事監理、維持管理及び運営の各業務を行う者（事業者が設立する SPC からこれらの業務を受託する者）は、それぞれ以下に示す要件を満たさなければならない。なお、複数の要件を満たす者は、当該複数業務を行うことができる。

ただし、建設業務を行う者及びその関連企業は、工事監理業務を行うことはできない。

1. 建築物の設計業務を行う者

建築物の設計業務を行う者は、以下に示す要件を全て満たさなければならない。なお、設計業務を複数の設計企業で実施する場合は、以下に示すアの要件については、全ての企業が満たし、イの要件は、少なくとも1社が満たさなければならない。

- ア 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
- イ 平成20年4月1日から参加資格要件の確認基準日までの間に、延べ床面積5,000㎡以上の国、地方公共団体等が発注した体育館（新設のみ）の基本設計業務及び実施設計業務を完了した実績を有していること。なお、共同企業体における実績にあつては代表者の場合のみ実績として認める。

2. 防災公園の設計業務を行う者

防災公園の設計業務を行う者は、以下に示す要件を全て満たさなければならない。なお、設計業務を複数の設計企業で実施する場合は、以下に示すアの要件については、全ての企業が満たし、イの要件は、少なくとも1社が満たさなければならない。

- ア 建設コンサルタント登録規定（昭和52年建設省告示第717号）第2条の規定に基づく建設コンサルタント登録（造園部門又は都市計画及び地方計画部門）を行っている者であること。
- イ 平成20年4月1日から参加資格要件の確認基準日までの間に、国又は地方公共団体等が発注した都市公園（街区公園を除く。）の工事（新設及び全面改修のみ）に係る実施設計業務を完了した実績を有していること。なお、共同企業体における実績にあつては代表者の場合のみ実績として認める。

3. 建築物の建設業務を行う者

建築物の建設業務を行う者は、以下に示す要件を全て満たさなければならない。なお、建設業務を複数の建設企業で実施する場合は、以下に示すアの要件については、全ての企業が満たし、イ及びウの要件は、少なくとも1社が満たさなければならない。

- ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により、同法別表第一に定める建築一式工事につき特定建設業の許可を有していること。
- イ アで定める必要な建設業の許可に係る経営事項審査の総合評定値（P）及び各務原市の主観点数の合計が1,300点以上であること。
- ウ 平成20年4月1日から参加資格要件の確認基準日までの間に、延べ床面積5,000㎡以上の国、地方公共団体等が発注した体育館（新設のみ）の建築一式工事を元請（共同企業体にあつては代表者に限る）で施工した実績（竣工したものに限る）を有していること。

4. 防災公園の建設業務を行う者

防災公園の建設業務を行う者は、以下に示す要件を全て満たさなければならない。なお、建設業務を複数の建設企業で実施する場合は、以下に示すアの要件については、全ての企業が満たし、イ及びウの要件は、少なくとも1社が満たさなければならない。

- ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により、土木一式工事の特定建設業の許可を有していること。
- イ アで定める必要な建設業の許可に係る経営事項審査の総合評定値（P）及び各務原市の主観点数の合計が1,000点以上であること。
- ウ 平成20年4月1日から参加資格要件の確認基準日までの間に、国又は地方公共団体等が発注した都市公園の工事（新設及び全面改修のみ）を元請（共同企業体にあつては代表者に限る）で施工した実績（竣工したものに限る）を有していること。

5. 建築物の工事監理業務を行う者

建築物の工事監理業務を行う者は、以下に示す要件を全て満たさなければならない。なお、工事監理業務を複数の工事監理企業で実施する場合は、以下に示すアの要件については、全ての企業が満たし、イの要件は、少なくとも1社が満たさなければならない。

- ア 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
- イ 平成20年4月1日から参加資格要件の確認基準日までの間に、延べ床面積5,000㎡以上の国、地方公共団体等が発注した体育館（新設のみ）の工事監理実績を有していること。
なお、共同企業体における実績にあつては代表者の場合のみ実績として認める。

6. 維持管理業務を行う者

維持管理業務を行う者は、以下に示す要件を全て満たさなければならない。

- ア 平成20年4月1日から参加資格要件の確認基準日までの間に、体育館又はその類似施設（スポーツ施設）の2年以上の維持管理業務の実績を有していること。

7. 運営業務を行う者

運営業務を行う者は、以下に示す要件を全て満たさなければならない。

- ア 平成20年4月1日から参加資格要件の確認基準日までの間に、体育館又はその類似施設（スポーツ施設）の2年以上の運営業務の実績を有していること。

8. 付帯事業を行う者

付帯施設実施企業は、以下に示す要件に該当すること。

- ア 付帯事業実施業務に必要となる資格（許可、登録、認定等）及び資格者を有すること。

第3節 入札参加者の制限

次のいずれかに該当する者は、入札参加者となることはできない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者。
- (2) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 26 条第 2 項の規定による事務所の閉鎖命令を受けている者。
- (3) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定による営業停止命令を受けている者。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は更生手続開始の申立てをなされている者。ただし、同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者が、その者に係る同法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合又はその者の一般競争入札参加資格の再認定がなされた場合を除く。
- (5) 民事再生法第 21 条の第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合を除く。
- (6) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条の規定による破産の申立てがなされている者。
- (7) 参加表明書及び参加資格確認に必要な書類の提出期限から事業者の選定が終了するまでの期間に、各務原市競争入札参加資格停止措置要綱（平成 14 年 9 月 30 日決裁。以下「参加資格停止要綱」という。）に基づく資格停止の措置の対象となっている者。
- (8) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に違反し、公正取引委員会から排除措置等の命令を受けている者。
- (9) 本事業に係るアドバイザー業務に関与した者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。（「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 以上の株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 以上の出資をしているものをいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の役員を兼ねている者をいう。以下同じ。）なお、本事業に係るアドバイザー業務に関与した者は、以下のとおりである。
 - ・ 株式会社 建設技術研究所
 - ・ シリウス総合法律事務所
 - ・ 株式会社 学校文化施設研究所
 - ・ 永井公認会計士事務所
- (10) 第 6 章第 1 節に記載の審査委員会の委員と資本面又は人事面において関連がある者。なお、実施方針（案）公表日以降に、本事業に関わって、当該委員に接触を試みた者は、入札参加資格を失うものとする。
- (11) 法人税、消費税、地方消費税を滞納している者。
- (12) 入札参加者のいずれかで、他の入札参加者として参加している者。また、入札参加者のいずれかで、他の入札参加者と資本面又は人事面において関連がある者。ただし、市が事業者との基本協定書を締結後、選定されなかった他の入札参加者が、事業者の業務等を支

援し、及び協力することは可能である。

- (13) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者。
- (14) 各務原市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成 22 年 7 月 23 日決裁）に基づく排除措置の対象となっている者。同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者。

第4節 SPC の設立等

入札参加者は、本事業の事業者を選定された場合、会社法に定める株式会社として本事業を実施する SPC を各務原市内に設立すること。なお、事業予定地内に設立することは不可とする。

SPC の株式については、事前に書面により本市の承諾を得た場合、譲渡、担保権等の設定その他の処分を行うことができる。

第5節 参加資格要件の確認基準日

参加資格要件の確認基準日は、参加表明書、資格審査書類を受付した日とする。ただし、参加資格を確認後、落札者決定の日までの間に、代表企業が参加資格要件を欠くこととなった場合には、失格とする。また、事業契約締結日までの間に、代表企業が参加資格要件を欠くこととなった場合には、事業契約を締結しないこととする。

第6節 入札参加者の変更

代表企業の変更は認めないが、構成企業、協力企業及び付帯施設実施企業については、資格・能力等の面で支障がないと本市が判断した場合には、追加及び変更を可能とする。

第4章 事業者募集等のスケジュール

事業者の募集及び選定スケジュール（予定）は、以下のとおりである。

日 程	内 容
令和 6 年 9 月 30 日（月）	入札の公告、入札説明書等の公表
令和 6 年 10 月 2 日（水）	入札説明書等に関する説明会等の開催
令和 6 年 10 月 18 日（金）	入札説明書等に関する第 1 回質問及び個別対話受付締切
令和 6 年 11 月 6 日（水）、 7 日（木）	入札説明書等に関する第 1 回個別対話
令和 6 年 11 月中旬	入札説明書等に関する第 1 回質問・回答及び個別対話結果の公表
令和 6 年 12 月 13 日（金）	入札説明書等に関する第 2 回質問及び個別対話受付締切
令和 6 年 12 月 24 日（火）、 25 日（水）	入札説明書等に関する第 2 回個別対話
令和 7 年 1 月下旬	入札説明書等に関する第 2 回質問・回答及び個別対話結果の公表
令和 7 年 2 月 7 日（金）	参加表明書及び資格審査書類の受付締切
令和 7 年 2 月中旬	資格審査結果通知
令和 7 年 2 月 21 日（金）	入札説明書等に関する第 3 回個別対話受付締切
令和 7 年 3 月 3 日（月）、 4 日（火）	入札説明書等に関する第 3 回個別対話
令和 7 年 3 月中旬	入札説明書等に関する第 3 回個別対話結果の公表
令和 7 年 4 月 11 日（金）	入札及び提案に係る書類の受付締切
令和 7 年 6 月上旬	事業者のプレゼンテーション及びヒアリング
令和 7 年 6 月下旬	落札者の決定及び公表
令和 7 年 7 月中旬	基本協定の締結
令和 7 年 8 月上旬	付帯事業の実施に係る基本協定の締結
令和 7 年 8 月中旬	仮事業契約の締結
令和 7 年 9 月下旬	本契約の締結（市議会の議決）及び指定管理者の指定

第5章 入札手続等

第1節 担当窓口

入札手続についての本市の担当窓口を以下のとおり定める。また、各手続、連絡先、提出先等は、特に指定のない限り以下を窓口とする。

契約担当課：岐阜県各務原市教育委員会事務局 教育総務課

事業担当課：岐阜県各務原市教育委員会事務局 教育施設整備推進課

所在地：〒504-8555 岐阜県各務原市那加桜町 1-69

電話：058-383-7302

FAX：058-389-0218

E-mail：kyseibi@city.kakamigahara.gifu.jp

各務原市ウェブサイトアドレス

<https://www.city.kakamigahara.lg.jp/shisei/shisaku/1008113/1008128/index.html>

なお、入札説明書等の内容について電話での直接回答は行わない。

第2節 入札に関する手続

1. 入札公告、入札説明書等の公表

特定事業の選定を踏まえ、令和 6 年 9 月 30 日（月）に、本事業の調達に係る入札公告を行い、併せて入札説明書等を本市ホームページ上で公表する。

2. 入札説明書等に関する説明会等

入札説明書等に関する説明会及び現地説明会を以下のとおり開催する。なお、参加希望者は、「別紙 1 入札説明書等に関する説明会等参加申込書」に必要事項を記載の上、令和 6 年 9 月 24 日（火）正午までに、上記第 5 章第 1 節の担当窓口にて E メールにより提出すること。なお、会場の都合上、出席者は、1 社につき 3 名以内とする。

(1) 入札説明会

実施日：令和 6 年 10 月 2 日（水）午前 10 時 00 分から午前 11 時 00 分まで

参加形式：下記の開催場所もしくは WEB での参加とする。

開催場所：産業文化センター（岐阜県各務原市那加桜町 2 丁目 186 番地） 7-1 会議室

（※市から入札説明書等の配布は行わないので、各自で用意すること）

※WEB 参加については、申請者に対して後日 URL を案内する。

(2) 現地説明会

実施日：令和 6 年 10 月 2 日（水）午後 1 時 30 分から午後 3 時 00 分まで

参加形式：スポーツ広場公園の駐車場（各 400 号線南側（管理棟南側）のアスファルト駐車場）に集合後、下記の開催場所での参加とする。

対象者：令和 6 年 7 月に実施した現地説明会に参加していない者

開催場所：事業予定地

（※令和 6 年 7 月に実施した現地説明会と同内容）

3. 資料の閲覧及び貸出

要求水準書の閲覧資料の閲覧及び貸出を、以下のとおり行う。閲覧又は借受けを希望するものは、事前に上記第 5 章第 1 節の担当窓口にて連絡すること。

(1) 閲覧期間：令和 6 年 9 月 30 日（月）～令和 7 年 3 月 28 日（金）

（閉庁日を除く、午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで。）

(2) 閲覧場所：上記第 5 章第 1 節の担当窓口

(3) 資料の貸出：CD にて貸出す。希望者は、「別紙 6 閲覧資料貸出申込書兼誓約書」を提出すること。

4. 入札説明書等に関する第 1 回質問・回答

入札説明書等に関する質問を以下のとおり受け付ける。

(1) 受付期間：入札説明書等公表の日から令和 6 年 10 月 18 日（金）正午まで

(2) 受付方法：「別紙 2 入札説明書等に関する質問書」に必要事項を記載の上、上記第 5 章第 1 節の担当窓口にて E メールにより提出すること。提出の際、「別紙 3-2 個別対話の議題」

を含め、同じ内容の質問を重複して記入することがないようにすること。

- (3) 回答：令和 6 年 11 月中旬に本市ホームページにおいて公表する。

5. 入札説明書等に関する第 1 回個別対話

事業者の意見を聴取し、必要に応じて入札説明書等に反映することを目的として、本市と事業者との個別対話を実施する。

- (1) 実施日：令和 6 年 11 月 6 日（水）、令和 6 年 11 月 7 日（木）
- (2) 実施場所：産業文化センター6-4 会議室（控室：6-2 会議室）
- (3) 参加資格：本事業の入札参加者となることを予定している事業者とし、参加人数は現地参加を 3 名以内とする。なお、入札参加グループの組成を予定している複数社で出席することも可とし、この場合の現地参加人数は合計で 16 名以内とする。ただし、個別対話は、Web 形式での参加も可とし、その場合人数制限は設けない。その際、事業者が使用する Web 会議用の資機材は事業者が準備すること。
- (4) 受付期間：令和 6 年 10 月 18 日（金）正午まで
- (5) 受付方法：「別紙 3 入札説明書等に関する第 1 回個別対話参加申込書及び個別対話の議題」に必要事項を記載の上、上記第 5 章第 1 節の担当窓口にて E メールにより提出すること。日時等については、参加申込のあった者全てに個別に連絡する。なお、提出の際、「別紙 2 入札説明書等に関する質問書」を含め、同じ内容の質問を重複して記入することがないようにすること。
- (6) 位置づけ等：個別対話の内容は、事業者の特殊な技術、ノウハウ等に係るもので、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあると認められるものを除き、令和 6 年 11 月中旬に本市ホームページにおいて公表する。

6. 入札説明書等に関する第 2 回質問・回答

入札説明書等に関する質問を以下のとおり受け付ける。

- (1) 受付期間：第 1 回質問への回答の日から令和 6 年 12 月 13 日（金）正午まで
- (2) 受付方法：「別紙 2 入札説明書等に関する質問書」に必要事項を記載の上、上記第 5 章第 1 節の担当窓口にて E メールにより提出すること。提出の際、「別紙 4-2 個別対話の議題」を含め、同じ内容の質問を重複して記入することがないようにすること。
- (3) 回答：令和 7 年 1 月下旬に本市ホームページにおいて公表する。

7. 入札説明書等に関する第 2 回個別対話

事業者の意見を聴取し、必要に応じて入札説明書等に反映することを目的として、本市と事業者との個別対話を実施する。

- (1) 実施日：令和 6 年 12 月 24 日（火）、令和 6 年 12 月 25 日（水）
- (2) 実施場所：24 日（火）産業文化センター4 階第 1 学習室（控室：1 階小会議室）
25 日（水）産業文化センター2 階第 4 会議室（控室：2 階第 2 会議室）
- (3) 参加資格：本事業の入札参加者となることを予定している事業者とし、参加人数は現地参

加を3名以内とする。なお、入札参加グループの組成を予定している複数社で出席することも可とし、この場合の現地参加人数は合計で16名以内とする。ただし、個別対話は、Web形式での参加も可とし、その場合人数制限は設けない。その際、事業者が使用するWeb会議用の資機材は事業者が準備すること。

- (4) 受付期間：令和6年12月13日（金）正午まで
- (5) 受付方法：「別紙4 入札説明書等に関する第2回個別対話参加申込書及び個別対話の議題」に必要事項を記載の上、上記第5章第1節の担当窓口にてEメールにより提出すること。
日時等については、参加申込のあった者全てに個別に連絡する。なお、提出の際、「別紙2 入札説明書等に関する質問書」を含め、同じ内容の質問を重複して記入することがないようにすること。
- (6) 位置づけ等：個別対話の内容は、事業者の特殊な技術、ノウハウ等に係るもので、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあると認められるものを除き、令和7年1月下旬に本市ホームページにおいて公表する。

8. 入札説明書等に関する第3回個別対話

事業者の意見を聴取し、必要に応じて入札説明書等に反映することを目的として、本市と事業者との個別対話を実施する。

- (1) 実施日：令和7年3月3日（月）、令和7年3月4日（火）
- (2) 実施場所：産業文化センター2-4 会議室（控室：2-2 会議室）
- (3) 参加資格：本事業の入札参加者となることを予定している事業者とし、参加人数は現地参加を3名以内とする。なお、入札参加グループの組成を予定している複数社で出席することも可とし、この場合の現地参加人数は合計で16名以内とする。ただし、個別対話は、Web形式での参加も可とし、その場合人数制限は設けない。その際、事業者が使用するWeb会議用の資機材は事業者が準備すること。
- (4) 受付期間：令和7年2月21日（金）正午まで
- (5) 受付方法：「別紙5 入札説明書等に関する第3回個別対話参加申込書及び個別対話の議題」に必要事項を記載の上、上記第5章第1節の担当窓口にてEメールにより提出すること。
開催場所と日時の確定等については、参加申込のあった事業者全てに個別に連絡する。
- (6) 位置づけ等：個別対話の内容は、事業者の特殊な技術、ノウハウ等に係るもので、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあると認められるものを除き、令和7年3月中旬に本市ホームページにおいて公表する。

9. 参加表明書及び資格審査書類に関する提出書類の受付

入札参加者は、参加表明書及び入札参加資格審査に関する提出書類を以下の期間に提出すること。参加表明書及び入札参加資格審査書類の提出を行った者に受付番号（記号）を通知する。

- (1) 受付期間：令和7年2月3日（月）から令和7年2月7日（金）までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。
- (2) 提出場所：上記第5章第1節の担当窓口

- (3) 提出方法：持参すること。
- (4) 提出書類：第 9 章の提出書類（様式集及び作成要領「Ⅰ.入札参加資格審査」を参照。）
- (5) 提出部数：1 部を提出すること。
- (6) 参加資格審査：提出された入札参加資格審査に関する提出書類が全て揃っていることを確認し、揃っていない場合は失格とする。入札参加資格審査に関する提出書類が全て揃っている入札参加者の資格等が本市の要求を満たしていることを確認し、満たしていないと評価された場合は失格とする。
- (7) 結果通知：入札参加資格を確認し、入札参加資格審査結果は書面により令和 7 年 2 月中旬までに随時郵送する。

10. 入札及び提案に係る書類の受付期間、場所及び方法

入札書類審査及び提案に係る書類を提出する入札参加者は、関係する書類を以下の期間に提出しなければならない。入札日時に遅れた場合は、入札に参加できない。

- (1) 受付期間：令和 7 年 4 月 7 日（月）から令和 7 年 4 月 11 日（金）までの平日、午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 4 時までとする。
- (2) 提出場所：上記第 5 章第 1 節の担当窓口
- (3) 提出方法：持参すること。
- (4) 提出書類：第 9 章の提出書類（様式集及び作成要領「Ⅱ.入札書類審査」を参照。）
- (5) 提出部数：様式集及び作成要領「Ⅱ.入札書類審査」を参照し、必要部数を提出すること。

なお、入札を辞退する者は、様式集及び作成要領「様式 3-1 入札辞退届」を、令和 7 年 4 月 11 日（金）までに、上記第 5 章第 1 節の担当窓口まで提出すること。以降の辞退は認めないものとする。

11. 入札の手順

- (1) 参加資格を満たしていると評価された入札参加者について、提出された入札書類審査に関する提出書類が全て揃っていることを確認し、揃っていない場合は失格とする。
- (2) 入札書類審査に関する提出書類が全て揃っている入札参加者の提出書類について、落札者決定基準に従い、審査を行う。
- (3) 開札は、原則入札参加者の立会いの上行うものとする。ただし、入札参加者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない市職員を立ち合わせるものとする。なお、開札日時に遅れた場合は開札に参加できない。
 - ア 開札日時：令和 7 年 6 月上旬（予定）
 - イ 開札場所：決定後、入札参加者に連絡する
- (4) 入札書に記載する入札価格は、消費税及び地方消費税相当額を除いた価格を記載すること。入札価格に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額が、第 5 章第 4 節において定める契約額の上限（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を超えている場合、失格とし、その場で当該入札参加者に通告する。なお、全入札参加者が当該失格となった場合でも、再度入札（2 回目）は行わない。

- (5) 入札説明書等で示す要件を全て満たしている提案をした入札参加者の中から、地方自治法施行令第167条の10の2第1項に規定する総合評価一般競争入札により落札者を決定する。なお、価格評価点の算定においては、入札書に記載された入札価格とする（落札者決定基準を参照）。
- (6) 落札者となった入札参加者の代表企業に対して、令和7年6月下旬までに決定通知を行う。

12. プレゼンテーション及びヒアリングの実施

本市は、入札参加者に対し、令和7年6月上旬に提案書の内容に関するプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。詳細については、代表企業に別途連絡する。

第3節 入札参加に関する留意事項

1. 入札説明書等の承諾

入札参加者は、入札書類の提出をもって、入札説明書等及び追加資料の記載内容を承諾したものとみなす。

2. 費用負担

入札に伴う費用は、すべて入札参加者の負担とする。

3. 入札保証金

各務原市契約規則第5条第1項第3号に定めるところにより免除する。

4. 契約手続きにおいて使用する言語、通貨単位及び時刻

入札に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

5. 著作権

提案書の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、本事業において公表等が必要と本市が認めるときは、本市は提案書の全部又は一部を使用できるものとする。

また、契約に至らなかった入札参加者の提案については、本市が事業者選定過程等を説明する以外の目的には使用しないものとする。

6. 特許権等

提案のなかで特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護されている権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用することとしている場合、これらの使用により生じる責任は、原則として入札参加者が負うものとする。

7. 提出書類の取扱い

提出された書類については、変更できないものとする。

なお、審査後、落札者以外の提出書類は返却するものとし、返却費用は入札参加者負担とする。

8. 本市からの提示資料の取扱い

本市が提示する資料は、入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。

9. 入札無効に関する事項

以下のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加者の備えるべき参加資格のない者がしたもの
- (2) 入札価格のないもの
- (3) 入札価格を訂正したもの
- (4) 入札参加者が明瞭でないもの又は入札価格を判読できないもの
- (5) 入札参加者の記名押印がないもの又は住所の記載のないもの
- (6) 虚偽の記載があるもの
- (7) 1つの入札について同一の者から2つ以上の入札書類が提出されたもの
- (8) 入札書類の受付期間締切までに到達しなかったもの
- (9) 公正な価格を害し、又は不正な利益を得るために明らかに連合したと認められるもの
- (10) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められるもの
- (11) 予定価格を上回る価格を提示したもの
- (12) 無権代理人又は1人で2人以上の代理をした者がしたもの
- (13) その他入札に関する条件に違反したもの

10. 必要事項の通知

入札説明書等に定めるもののほか、入札に当たっての留意点等、必要な事項が生じた場合には、代表企業に通知する。

第4節 入札予定価格

事業契約書に定める「①設計及び建設・工事監理業務のサービス対価」、「②開業準備業務のサービス対価」、「③維持管理及び運営業務のサービス対価」からなるサービス対価の予定価格は、15,903,162,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

第6章 入札書類の審査

第1節 審査委員会

事業者の選定に当たり、本市に学識経験者等で構成する「各務原市新総合体育館総合運動防災公園整備運営事業 PFI 事業者審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置する。

審査委員会は、落札者決定基準や入札説明書等事業者選定に関する書類の検討を行うとともに、入札参加者から提出された提案の審査を行う。

審査委員会の委員は、次のとおりである。

（敬称略）

	氏名	所属・役職
委員長	篠田 朝也	岐阜大学 教授
副委員長	三井 栄	岐阜大学 教授
	大野 暁彦	名古屋市立大学 准教授
	秋吉 遼子	東海大学 講師
	玉澤 一雄	一般社団法人地方公会計研究センター 理事
	磯谷 均	各務原市 副市長
	伊藤 恭啓	各務原市教育委員会 事務局長

第2節 審査方法

審査は、落札者決定基準に従い入札参加資格審査及び提案審査により行う。提案内容及び入札価格を総合的に評価（以下、両者の評価点の合算値を「総合評価点」という。）し、最も優れた提案（以下「優秀提案」という。）を行った者を選定する。

第3節 審査項目等

審査項目等は、以下のとおりとする。詳細は、落札者決定基準を参照すること。

資格審査	入札参加者の資格審査
提案審査	事業計画の提案に関する審査 設計業務の提案に関する審査 建設・工事監理業務の提案に関する審査 維持管理業務の提案に関する審査 運營業務の提案に関する審査 入札参加者独自の提案に関する審査 提案価格に関する審査

1. 落札者の決定

本市は、入札書類審査の結果に基づいて審査委員会により選定された優秀提案を踏まえ、落札者を決定する。ただし、優秀提案が複数ある場合（総合評価点が同点の場合）は、性能評価点が最も高い者を落札者とする。なお、優秀提案が複数ある場合において、性能評価点も同点であった場合については、くじにより落札者を決定する。

2. 落札者決定通知及び審査結果の公表

落札者決定後、速やかに入札参加者の代表企業に対して通知するとともに、審査結果を公表する。

第7章 提案に関する条件

本事業の提案に関する条件は、以下のとおりである。入札参加者は、これらの条件を踏まえて、入札書類を作成するものとする。なお、入札参加者の提案が要求水準書に示す要件を満たしていない場合は失格とする。

第1節 立地条件等

1. 事業予定地の前提条件

本施設が立地する事業予定地の前提条件は、次のとおりである。

基本情報	計 画 地	岐阜県各務原市各務山の前町1丁目・2丁目地内
	敷 地 面 積	新総合体育館・総合運動防災公園：約 68,177 m ² 各務原スポーツ広場公園：約 41,552 m ²
	主 接 続 道 路	・防災公園北側の東西道路：幅員約 12m（市道 各 400 号線） ・防災公園東側の南北道路：幅員約 12m（市道 各 416 号線） ・防災公園西側の南北道路：幅員約 7.0m（市道 各 548 号線、付け替え道路として新設） など
与条件	用 途 地 域 防 火 地 域 そ の 他	・市街化調整区域（建ぺい率：60%、容積率：200%） ・法 22 条区域（屋根不燃化区域） ・埋蔵文化財の包蔵地（試掘調査済、埋蔵文化財の所在は確認されず） ・農業振興地域の農用地区域（令和 6 年度内に除外予定）
	建ぺい率の 上限（都市 公園法）	・2% ・ただし、休養施設、運動施設、教養施設、備蓄倉庫は 10%上乗せ
	防 災 公 園 土 地 利 用 現 況	・農地が中心 ・計画地の一部は各務原スポーツ広場公園の駐車場 ・計画地内の道路は概ね舗装済み ・排水路（山の前雨水幹線等）あり
	給 水	水道管が敷地中央の東西道路（Φ100）及び敷地東側の南北道路（Φ450）に埋設
	雨 水	計画地内に開水路（農水、用悪水）あり
	下 水	下水（汚水）管が敷地中央の東西道路（Φ350）及び敷地東側の南北道路（Φ200）に埋設
	電 力	・防災公園内北側に高圧線（架空）あり ・敷地南側の東西道路に地下ケーブルあり
	電 話	計画地東端まで電話線（架空）あり
	都 市 ガ ス	防災公園内中央にガス管（Φ400）埋設
関連工事等	造 成 道 路	令和 8 年夏ごろまでに造成工事完了予定 スポーツ広場管理棟前の交差点から計画地を南北に縦断する市道は廃止（計画地西側に付け替え）
	水 路	防災公園内の既設水路（山の前雨水幹線）は暗渠化
	給 水	防災公園内の水道管は撤去
	電 力	防災公園内北側の高圧線（架空）は残置
	都 市 ガ ス	防災公園内のガス管は残置

2. 整備対象施設

本事業で整備対象とする施設は、次のとおりである。なお、詳細については、要求水準書にて提示する。

区分	施設名	分類	必要施設
整備対象施設	体育館 ^{※1}	スポーツ系	メインアリーナ、サブアリーナ、武道場（畳）、武道場（板）兼多目的室、トレーニングルーム、ランニングコース・ウォーキングコース、キッズルーム ^{※2}
		管理部	器具庫、倉庫、事務室、放送室、機械・電気室、災害対策用倉庫、役員室、医務室、選手更衣室兼小会議室
		共用部	トイレ、授乳室、更衣室、給湯室、ホール・ロビー等、廊下等、エレベーター、ラウンジ、休憩スペース
	防災公園		センタープラザ・プロムナード、芝生広場・遊戯施設、休養施設、屋外トイレ、駐車場 ^{※3} 、プレイゾーン（臨時駐車場） ^{※4} 、防災備蓄倉庫 ^{※5}
既存施設	広場公園 （各務原スポーツ広場、各務野スポーツの森、弓道場）		多目的運動広場、テニスコート、弓道場、管理棟、健康遊具、駐車場

※1 体育館：延床面積 12,500 ㎡以上（+5%（13,125 ㎡）の範囲まで許容する）

※2 キッズルーム：延床面積 250 ㎡以上

※3 駐車場：計 850 台程度（プレイゾーン（臨時駐車場）の台数を含む）

※4 プレイゾーン（臨時駐車場）：

普段は多目的な利用が可能なスペースを想定（イベント開催時等、多くの来訪者が予想される際に臨時駐車場として活用できるエリア）

※5 防災備蓄倉庫：延床面積 500 ㎡程度

第2節 施設の設計、建設、工事監理、維持管理及び運営等の提案に関する条件

施設の設計、建設、工事監理、維持管理及び運営等の提案に関する条件は、第2章第6節の事業の対象範囲で示す事業者の事業範囲、及び要求水準書に示すとおりとする。入札参加者は、これらの条件を踏まえた上で、入札書類を作成するものとする。

第3節 付帯施設に関する条件

事業者の提案によって付帯施設（付帯事業）を実施する場合の条件は、以下のとおりとする。

(1) 付帯施設に係る敷地に関する条件

本市は、要求水準書に定める付帯施設に係る事項を満たすことを前提とし、事業者に関し、付帯施設に係る敷地を公園施設の設置管理として許可する。

敷地の一部に堅固な建物等を設置して付帯事業を行うことを原則とする。

(2) 付帯施設の設置管理許可期間

都市公園法を遵守し、公園施設の設置管理許可の申請をすること。設置管理許可期間は最長10年とする。ただし、協議により更新することは可能である。付帯施設（公園施設）は、体育館が供用開始する令和11年6月1日までに開始できるようにすること。また、設置管理許可期間に、付帯施設（公園施設）の整備・解体・撤去に要する期間も含むものとする。

(3) 使用料

公園施設設置許可使用料（以下「使用料」という。）は、都市公園条例第9条第1項に基づき徴収する。

(4) 事業内容の変更

原則、事業内容を変更することはできない。ただし、やむを得ない理由により実行が困難となった場合、事業者は本市の書面による承諾を得たうえで変更できるものとする。

(5) 本市の帰責事由による中途解除

設置管理許可期間中に本市において、公益上の事由による契約終了の必要が生じたときは、本市は付帯施設に係る設置管理許可を取り消すことがある。この場合、事業者が生じた損失に伴う補償については、都市公園法その他の関係法令の規定に従うものとする。

(6) 本市への報告義務

付帯施設に係る設計業務、建設業務、工事監理業務の進捗状況及び内容に関して、定期的に本市に報告するものとし、本市の要請があったときには、随時報告を行うこと。なお、事業者が健全な付帯施設の運営を行っているかどうかを確認するため、事業者は、本市に対し、事業報告書（収支決算書を含む）を毎会計年度の最終日から起算して60日以内に提出するものとする。

(7) 事業期間終了後の措置

付帯施設に係る設置管理許可終了前に、事業者は自らの負担により、本市が指定する期日までに借り受けた土地に存する付帯施設を収去し、付帯施設に係る土地を原状に復して土壌汚染の無いことを確認した上で本市に返還するものとする。

本市と事業者は、使用管理許可期間満了の2年前までに使用管理許可終了時の付帯施設の具体的な措置について協議を開始するものとする。

(8) 付帯事業の実施に係る基本協定の締結

落札者と本市が、事業契約の締結に関する基本協定書について合意したのち、付帯施設実施企業と本市は、付帯事業の実施に係る基本協定書について速やかに合意する。

第4節 業務の委託

事業者は、事前に本市の承諾を得た場合を除き、代表企業、構成企業及び協力企業以外の者に設計、建設、工事監理、開業準備、維持管理及び運營業務の全部又は一部を委託し、又は請け負わせることはできない。また、事前に本市の承諾を得ることなく委託又は請負先を変更することはできない。なお、業務の委託又は請負は全て事業者の責任で行うものとし、事業者又はその受託者が発生させた一切の第三者の責めに帰すべき事由は、全て事業者に帰すべき事由とみなして、事業者が責任を負うものとする。

第5節 資金計画・事業収支計画に関する条件

- (1) 設計業務に係るサービス対価は、事業者からの請求手続を経て、基本設計の完了払及び実施設計の完了払として、当該請求を受けた日から 30 日以内にそれぞれ支払うものとして計画すること。
- (2) 体育館の建設業務に係るサービス対価は、事業者からの請求手続を経て、各年度の出来高払として、各年度請求を受けた日から 40 日以内に支払うものとして計画すること。また、完了払として、請求を受けた日から 40 日以内に支払うものとして計画すること。なお、各年度の支払い額が、当該合計支払い額の 1 割以上となるように建設業務を進めること。
- (3) 体育館の工事監理業務に係るサービス対価は、事業者からの請求手続を経て、各年度の出来高払及び完了払として、当該請求を受けた日から 30 日以内にそれぞれ支払うものとして計画すること。ただし、事業者が出来高払を希望しない場合はこれを行わない。
- (4) 防災公園（1 期工事）の建設業務に係るサービス対価は、事業者からの請求手続を経て、前払及び完了払として、当該請求を受けた日から 40 日以内にそれぞれ支払うものとして計画すること。なお、前払いについては、令和 8 年度内に支払うこととする。
- (5) 防災公園（1 期工事）の工事監理業務（建築物）のサービス対価は、事業者からの請求手続を経て、令和 8 年度の出来高払及び完了払として、当該請求を受けた日から 30 日以内にそれぞれ支払うものとして計画すること。ただし、事業者が出来高払いを希望しない場合はこれを行わない。
- (6) 防災公園（2 期工事）の建設業務に係るサービス対価は、事業者からの請求手続を経て、各年度の出来高払及び完了払として、当該請求を受けた日から 40 日以内にそれぞれ支払うものとして計画すること。ただし、事業者が出来高払を希望しない場合はこれを行わない。
- (7) 防災公園（2 期工事）の工事監理業務（建築物）のサービス対価は、事業者からの請求手続を経て、各年度の出来高払及び完了払いとして、当該請求を受けた日から 30 日以内にそれぞれ支払うものとして計画すること。ただし、事業者が出来高払を希望しない場合はこれを行わない。
- (8) 開業準備業務のサービス対価は、事業者からの請求手続を経て、開業準備業務の完了後、当該請求を受けた日から 30 日以内に一括で支払いを行うものとして計画すること。
- (9) 維持管理業務のサービス対価のうち、本施設の修繕費は、事業期間全体で 243,000 千円

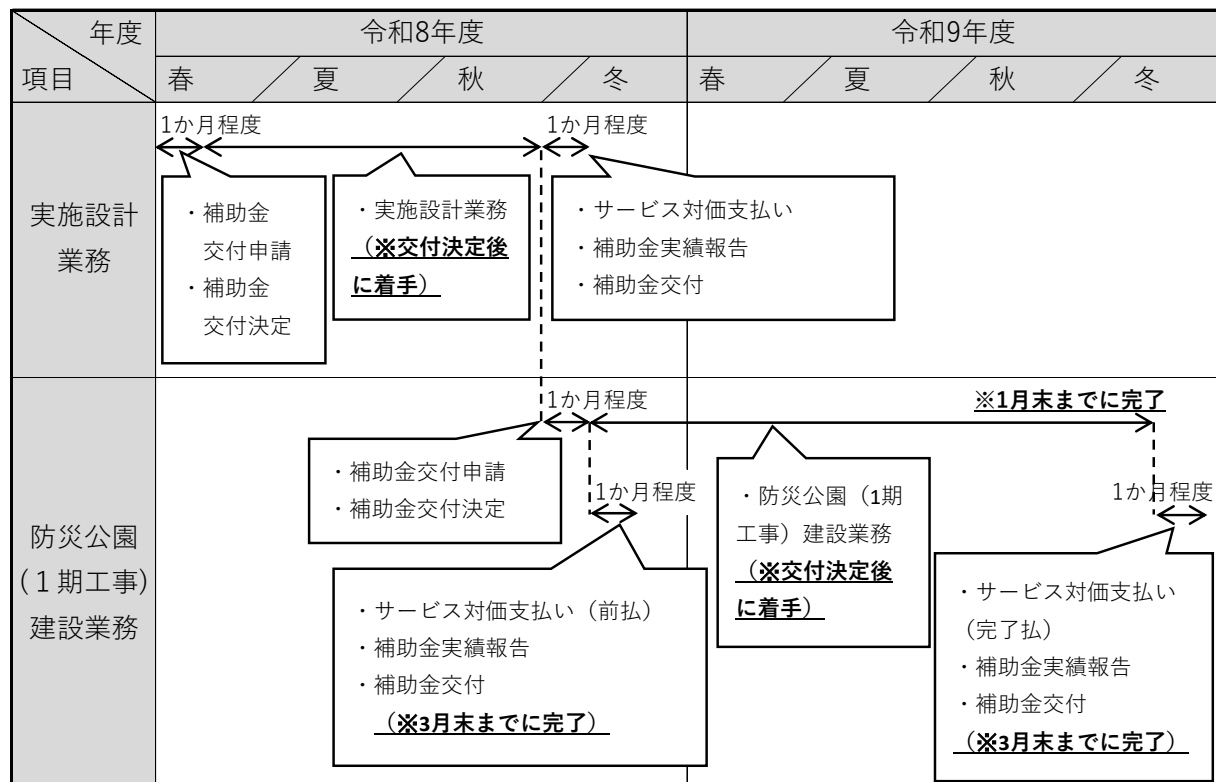
(消費税及び地方消費税相当額を除く。)を計画すること。

(10) 維持管理及び運営業務のサービス対価は、令和10年5月に、以降、令和31年5月まで年4回、当該請求を受けた日から30日以内に支払うものとして計画すること。原則として、令和11年11月以降の支払いについて、修繕費を除き毎回の支払いにおいて同額を支払うものとする。

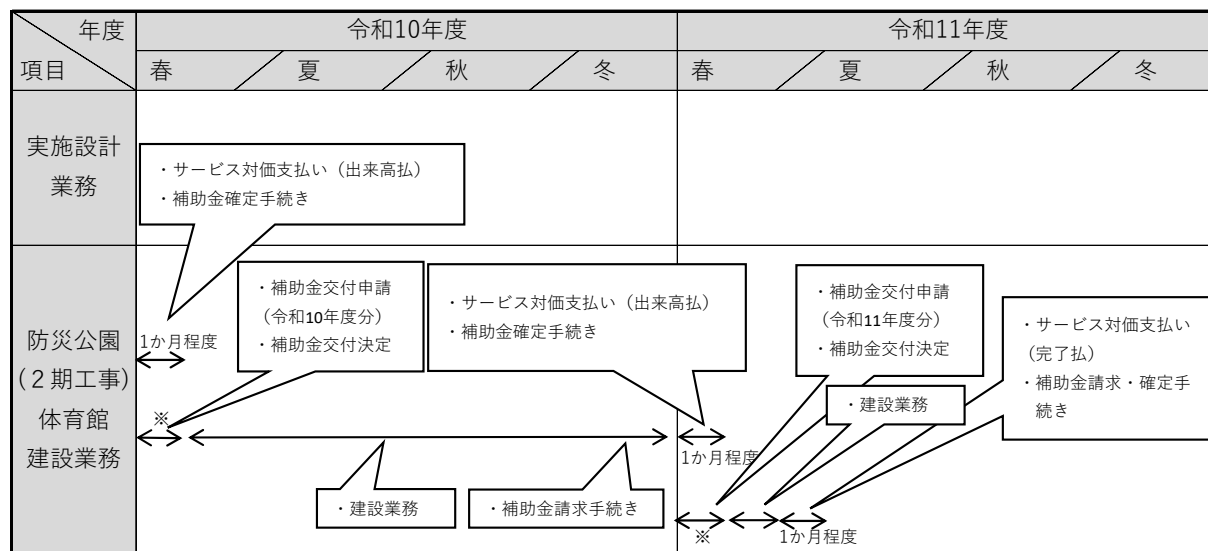
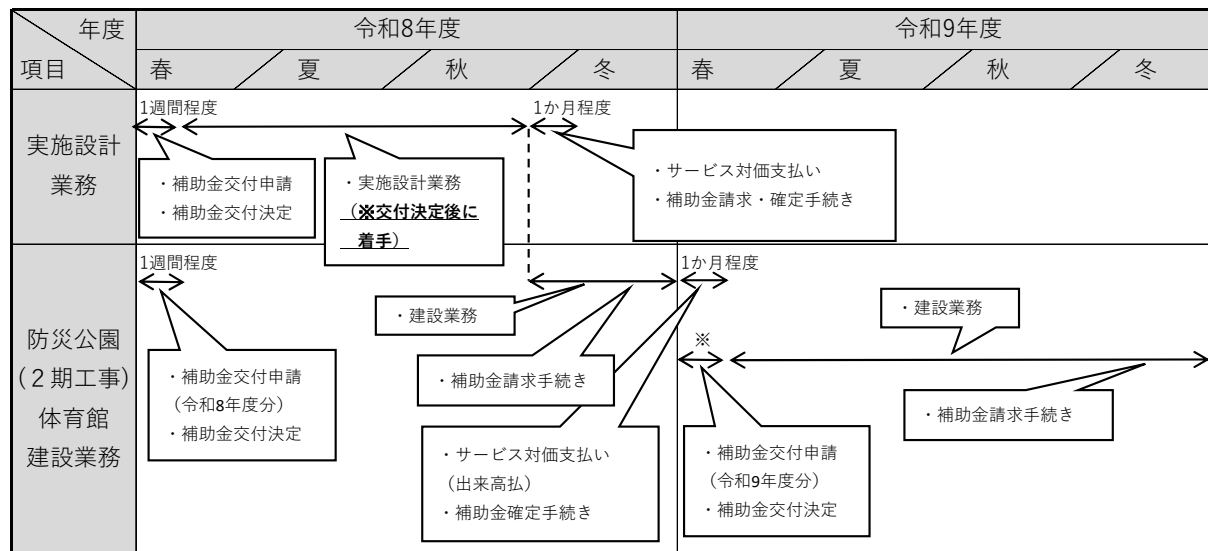
(11) 提案書の提出時に使用する消費税率は10%とすること。

(12) 防衛省補助金に係るスケジュールを踏まえて計画すること。

(参考) 防衛省補助金に係るスケジュールイメージ



(参考) 国土交通省補助金に係るスケジュールイメージ



※国土交通省の場合、早期着手手続きにより4月1日に交付決定がなされるため、4月1日から工事が可能(継続して建設業務の実施が可能)

第6節 本市の費用負担

以下の費用については、本市が費用負担するものとする。

- (1) 大規模修繕費
- (2) モニタリングに係る費用（事業者側に発生する費用を除く。）

第7節 本市による事業の実施状況及びサービス水準の監視

事業契約約款（案）別紙 2 による。

第8節 保険

事業契約約款（案）別紙 3 による。

第9節 サービス対価

事業契約約款（案）別紙 4、別紙 5 による。

第10節 土地の使用

本施設の整備用地は本市の市有地であり、事業者は、工事着手予定日をもって、本施設の引渡し日までの期間、建設工事等の遂行に必要な範囲で、事業用地を無償で使用するができる。

第11節 本市と事業者の責任分担

1. 基本的考え方

本市と事業者は、それぞれのリスク管理能力に応じて適正にリスクを分担し、互いのリスクに関する負担を軽減することで、より低廉でかつ質の高いサービスの提供を目指すものとする。事業者の担当する業務については、事業者が責任をもって遂行し、各業務の履行に伴い発生するリスクについてはそれを管理し、発生時の影響についても自ら負担するものとする。ただし、事業者が適切かつ低廉に管理することができないと認められるリスクについては、本市がその全て又は一部を負うこととする。

2. 予想されるリスクと責任分担

本市と事業者との基本的なリスク分担の考え方は、事業契約書（案）に示すとおりであり、入札参加者は、負担すべきリスクを想定した上で提案を行うこと。

第12節 財務書類の提出

事業者は、事業期間中、毎事業年度の財務書類（決算報告書等）を作成し、毎会計年度の最終日から起算して 3 ヶ月以内に、公認会計士又は監査能力のある第三者の会計監査を受けた上で、監査済財務書類の写しを本市に提出し、本市に監査報告を行うこと。

第8章 契約に関する事項

第1節 契約手続

1. 契約の条件

本市と落札者は、事業契約の締結に関する基本協定書について速やかに合意するとともに、SPC 設立後、速やかに仮事業契約の締結を行う。また、PFI 法第 12 条の規定により、各務原市議会の議決を要するので、当該仮事業契約は、市議会での当該仮事業契約の締結に係る議案の議決を経て本契約となる。ただし、本市は、当該議案が市議会で議決されなかった場合、仮事業契約の相手方に対していかなる責任も負わない。

2. 契約の解除

落札者決定後、本事業契約に係る議案の議決があるまでの間に、当該落札者が第 3 章の入札参加者の備えるべき参加資格要件に示すいずれかの要件を満たさなくなったときは、当該仮事業契約を締結せず、又は解除することがある。

第2節 契約の枠組み

1. 対象者

SPC

2. 締結時期及び事業期間

仮事業契約 令和 7 年 8 月中旬

市議会の議決 令和 7 年 9 月下旬

事業期間は、事業契約成立日より令和 31 年 3 月末日までとする。

3. 事業契約の概要

事業者が本市を相手方として締結する事業契約は、事業契約書（案）によるものとし、事業契約書（案）の内容は、原則として誤字脱字等の軽微なもの以外は変更しない。

事業契約は、本市の提示内容、事業者の提案内容及び事業契約書に基づき締結するものであり、事業者が遂行すべき設計、建設、工事監理、開業準備、維持管理及び運営業務に関する業務内容、リスク分担、金額、支払方法等を定める。

第3節 契約金額

契約金額は、落札者の入札価格に消費税及び地方消費税等相当額を加算した金額とする。

第4節 契約保証金

事業契約約款（案）第 37 条、第 50 条及び第 69 条に基づくものとする。

第5節 事業者の事業契約上の地位

本市の事前の承諾がある場合を除き、事業者は事業契約上の地位及び権利義務を第三者に譲渡又は担保に供するその他の方法により処分してはならない。株式、新株予約権付社債を新たに発行しようとする場合も、同様とする。

なお、入札参加者等が保有する SPC の株式については、本市の事前の書面による承諾がある場合、譲渡、担保権等の設定その他の処分を行うことができる。

第9章 提出書類

提出書類は、次表のとおりとする。詳細は、様式集及び作成要領を参照のこと。

1. 入札参加資格審査

○参加表明書	
・参加表明書	(様式 1-1)
○入札参加資格審査に関する提出書類	
・資格審査申請書	(様式 2-1)
・建築物の設計業務を行う者の参加資格要件に関する書類	(様式 2-2)
・防災公園の設計業務を行う者の参加資格要件に関する書類	(様式 2-3)
・建築物の建設業務を行う者の参加資格要件に関する書類	(様式 2-4)
・防災公園の建設業務を行う者の参加資格要件に関する書類	(様式 2-5)
・建築物の工事監理業務を行う者の参加資格要件に関する書類	(様式 2-6)
・維持管理業務を行う者の参加資格要件に関する書類	(様式 2-7)
・運營業務を行う者の参加資格要件に関する書類	(様式 2-8)
・付帯事業を行う者の参加資格要件に関する書類	(様式 2-9)
・入札参加グループ構成表及び役割分担表	(様式 2-10)
・委任状（構成企業、協力企業及び付帯施設実施企業用）	(様式 2-11)
・委任状（代表企業用）	(様式 2-12)
・事業実施体制	(様式 2-13)
・会社概要書（代表企業、構成企業、協力企業及び付帯施設実施企業の全企業）	(書式自由)
・定款（代表企業、構成企業、協力企業及び付帯施設実施企業の全企業）	(書式自由)
・決算報告書（代表企業、構成企業、協力企業及び付帯施設実施企業の全企業、直近 3 年）	(書式自由)
・登記簿謄本（代表企業、構成企業、協力企業及び付帯施設実施企業の全企業、直近の履歴事項全部証明書原本）	(書式自由)
・納税証明書その 3 の 3（代表企業、構成企業、協力企業及び付帯施設実施企業の全企業、証明日現在において、未納の税がないことを証明するもの。ただし、「未納がないこと」の証明書の書式発行ができない場合、直近年度分の納税証明書の提出で可。申請日において発行日から 3 月以内のもの。）	(書式自由)
○その他	
・入札辞退届（辞退する場合のみ）	(様式 3-1)

2. 入札書類審査

○ 入札書類審査に関する提出書類	
・ 入札書類審査に関する提出書類提出書	(様式 A-1)
・ 入札参加グループ構成表	(様式 A-2)
・ 入札書	(様式 A-3)
・ 入札価格計算書 (別表含む)	(様式 A-4)
・ 要求水準書及び添付書類に関する誓約書	(様式 A-5)
○ 提案書	
・ 事業計画全般に関する事項	(様式 B-1～3)
・ 設計業務に関する事項	(様式 C-1～6)
・ 建設・工事監理業務に関する事項	(様式 D-1～3)
・ 維持管理業務に関する事項	(様式 E-1～6)
・ 運營業務に関する事項	(様式 F-1～6)
・ 入札者独自の提案に関する事項	(様式 G-1～3)
・ 計画図面等提案書類	(様式 H-1～30)
・ 事業収支等提案書類	(様式 I-1～2)
・ 提案価格等提案書類	(様式 J-1～3)
・ 事業スケジュール	(様式 K-1)
○ 基礎審査項目チェックシート	(様式 L-1)

第10章 その他

第1節 事業の継続が困難となった場合の措置

本事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、事業契約に定める事由ごとに、本市又は事業者の責任に応じて、必要な修復その他の措置を講じるものとする。

1. 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- (1) 事業者の責めに帰すべき事由により、事業の継続が困難となった場合又はその懸念が生じた場合、本市は、事業者に対して、改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出と実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善をすることができなかつたときは、本市は、事業契約を解約することができる。
- (2) 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業の継続が困難と合理的に認められる場合、本市は、事業契約を解約することができる。
- (3) 前2号により事業契約が解約された場合、事業契約に定めるところに従い、本市は事業者に対して、違約金及び損害賠償の請求等を行うことができるものとする。

2. 本市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- (1) 本市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合、事業者は、事業契約を解約することができる。
- (2) 前号により事業契約が解約された場合、事業契約に定めるところに従い、事業者は本市に対して、損害賠償の請求等を行うことができるものとする。

3. 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

- (1) 不可抗力その他本市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、本市及び事業者の双方は、事業継続の可否について協議を行うものとする。
- (2) 一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に、事前に書面でその旨を通知することにより、本市又は事業者は、事業契約を解除することができるものとする。
- (3) 前号の規定により本市又は事業者が事業契約を解除した場合の措置は、事業契約の定めるところに従うものとする。